

令和7年(行ハ)第58号

(原審・東京高等裁判所令和7年(行ス)第55号)

決 定

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

申立人

エムシーディースリー株式会社

同代表者代表取締役

《X1》

同代理人弁護士

中 藤 力
川 合 竜 太
佐 川 聡 洋
池 原 元 宏
水 沼 利 朗
宮 國 尚 介
大 澤 涼
影 島 広 泰
中 井 杏
宮 川 将 毅

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

相手方

公正取引委員会

同代表者委員長

茶谷栄治

同指定代理人

中 島 菜 子
石 井 崇 史
吉 兼 彰 彦
堤 優 子
高 取 勇 介
杉 浦 未 来
五 江 渕 晋 也
池 田 宏 祥

飯 塚 健 太 郎
菅 野 美 穂
天 笠 裕 介
廣 政 瑠 里
原 田 郁
古 川 博 一
水 野 康 明
高 橋 さ つ き
並 木 悠
來 山 歩 美
主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、原決定について、行政事件訴訟法7条、民訴法37条2項所定の事項を含むとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

令和7年11月17日

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 萩 本



裁判官 山 城



裁判官 福 田

